

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該契約に係る令和8年度予算が成立することを条件とするものである。

令和8年7月28日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

野生イノシシ豚熱及びアフリカ豚熱ウイルス検査

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約日から令和9年3月末日までの間。

(4) 入札方法

上記(1)の業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加者資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定されたものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込の期限日及び入札日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札の参加申込及び入札書の提出等

- (1) 参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県農林水産部畜産課 担当 森、岡田
電話(078)341-7711 内線 74455 FAX (078) 362-3632
- (2) 参加申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和8年7月28日（火）から8月3日（月）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）
- (3) 入札・開札の日時及び場所
令和8年8月10日（月）午後3時30分 兵庫県庁3号館 8階 会議室兼入札室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)で指定の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に限定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和8年8月7日(金)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 仕様確認について

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和8年7月28日(火)から令和8年8月3日(月)まで(持参の場合は県の休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

イ 受付場所 前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類

仕様を満たしていることを確認できる標準作業手順書等

エ 提出方法 入札参加申込書と併せて提出すること。

オ 確認の結果 令和8年8月7日(金)午後5時までに、入札者に通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上の額の入札保証金を納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

イ 国(公社・公団を含む。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (3) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出するとき。

イ 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

ウ 契約金額が200万円以下であるとき。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。

イ 入札保証金を求める場合、所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日以降(令和8年8月16日(日))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに委任状を入札執行者に届出すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
(イ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- コ 入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。
なお、入札書の提出をした者は、入札書に記載する申込内容について、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じることについて承知したものとする。
- (5) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札は、無効とする。
別途、入札説明書で定められた額の契約保証金を納付することができない者の入札は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要作成
- (7) 落札者の決定方法
ア 入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちにくじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。
- ウ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消す。
- (8) 契約の締結
ア 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札決定後直ちに落札者が暴力団でないこと等についての誓約書、落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書及び落札者が社会保険関係法令の遵守を徹底するための社会保険等加入対策に関する誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。
- イ 契約を締結した者は、本件業務の一部について締結する請負契約及び資材または原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を提出すること。
- (9) 問合せ先
前記3(1)に同じ。
- (10) その他
詳細は入札説明書による。